

今しかできない！今のうちにどうしてもやっておきたい！

H30司法書士試験田端と一緒に自己分析

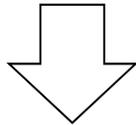
1. なぜ分析をするのか？

来年に向けてどのような方向で勉強するかを定めるため

2. 分析の流れ

タイプを知る

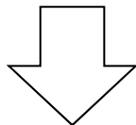
- ①テキスト・過去問では合格点はおそらく獲れない
- ②テキスト・過去問で合格点が獲れるはずなのに獲れなかった



②の方

獲れない原因を検討する

- ②-a テキストに載っているのに・・・
- ②-b 過去問で解けたのに・・・
- ②-c 択一は大丈夫だったけど、記述が・・・



原因別対策

- ・足りない教材なら足りる教材に変える
- ・講師が合わない、講義の消化不良を起こしているなら講座を検討する
- ・過去問肢の整理ができておらず、全体の過去問量をこなせなかった場合、過去問とテキストがリンクできている教材を使う、自力でリンクし過去問を整理する etc.

午 前 択 一

1. 出題形式

	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年
組み合わせ	32	30	28	32	29
単純正誤	3	4	5	1	1
個数	0	1	2	2	5

2. 科目別ランク

	A	B	C
憲法	3問	0問	0問
民法	17問	3問	0問
刑法	2問	1問	0問
会社法	6問	1問	2問
合計	28問	5問	2問

※ランクは午前・午後ともに出題実績と正答率から作成

A = 正解するべき問題 目安：正答率70%以上
 B = できれば正解したい問題 目安：正答率40%以上70%未満
 C = 正解しなくて良い問題 目安：正答率40%未満

・ 基準点予想

年度	基準点			基準点合計	合格点	必要な 上乘せ点
	午前	午後	記述			
30						
29	75 (25問)	72 (24問)	34.0	181.0	207.0	26.0
28	75 (25問)	72 (24問)	30.5	177.5	200.5	23.0
27	90 (30問)	72 (24問)	36.5	198.5	218.0	19.5
26	78 (26問)	72 (24問)	37.5	187.5	207.0	19.5

3. 科目別分析

憲法

1 目標正解数 3 / 3 (昨年 1 ~ / 3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
テキスト知識 (判例)	<p>①過去問が少ない分テキスト学習の割合を増やす 判例のキーワード(第3問のような空欄補充問題で空欄になる部分)を意識している講義(テキスト)を使う 知っていたら解ける問題は得点する</p> <p>②H28-2(主権の概念)のような難易度の高い問題にまで対応しようとしな(憲法のCランクより主要科目のBランクを得点することの方が重要)</p>

H28-2

主権の概念には、①国家権力そのもの(国家の統治権)、②国家権力の属性としての最高独立性、③国政についての最高の決定権という三つの異なる意味があるとされている。次のアからオまでの記述のうち、下線部分の語句が①の意味で用いられているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。(憲法前文)

イ 日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ(ポツダム宣言第8項)

ウ 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。(憲法第1条)

エ 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。(憲法第41条)

オ 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。(憲法前文)

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

3 現場対応

・日常、常識から考える

第1問肢エ「同意したことなんかあったっけ？」

第2問肢エ「限定的に列挙」→限定でいいのか？

民法

1 目標正解数 18～/20 (昨年18～/20)

2 傾向と対策

① 新傾向★★★

基礎（テキスト知識・過去問既出問題）にも関わらず解けない問題数の増加

内容・特徴	対策
自分で論点を読み解く力が必要 第6問肢エ：共同不法行為＝不真正連帯債務＝債権を満足させる事由以外は他の債務者に影響がない 第13問肢ア：留置権者に果実収取権があること、債務者の承諾を得れば留置物を賃貸することができることは基本。そして、賃料債権＝法定果実 →理解できていない（過去問を覚えている）と知識をつなげて自分で考えることができない	テキスト，過去問に載っているのに解けない理由の検討 a 講師（テキスト）の説明が悪い・合わない 同じ講師の同じ説明を聴いても身にならないので，講座・教材を変える，受講は講師の講義動画を見て決める b 講義の消化不良（受けるだけで精一杯） 消化できるカリキュラムか？考えて講座を検討する（勉強はダイエット） c 使用している過去問に掲載のない過去問 過去問をやっておけば解けた問題を落とすのはもったいない 問題を絞り込みすぎるのは危険なので，使用過去問集にどれくらいの抜けがあるのかを分析表を見てチェックする。足りないのであれば違うものを使う d 過去問演習をしていたのに間違えた肢がある 解いただけで終わってしまい復習ができていない，論点のポイントを理解していない可能性がある→テキストに戻って復習する

② 新傾向★★★ 改正法関連の出題

内容・特徴	対策
第6問，第16問，第18問，第19問	現行法の勉強をしていれば十分得点できる内容。気になる方，余力のある方は改正法の情報を入れる。

③ 従来型 分野や科目を越えた出題

内容・特徴	対策
総則分野の問題で債権分野の肢が出る、不動産登記法で民法の知識で解ける肢が出るなど、分野や科目を越えた出題 第6問肢エ、第23問（相続人不存在をメインで勉強するのは不動産登記法であることが多い）	科目や分野ごとの知識として覚えるのではなく、「司法書士試験の問題」としてすべて捉える。日ごろから科目や分野を越えて知識をつなげる

④ 従来型 2つの制度の比較問題

内容・特徴	対策
第19問：請負と委任の比較	日ごろから比較できているか？特に準用条文を意識した勉強（e x. 委任・寄託・事務管理 etc.）をすると効率的 「なぜ準用していないのか？」を考えるのも良い e x. 事務管理では委任の報酬・費用前払請求の規定は準用されない（民701条）→事務管理はあくまでもボランティア

刑法

1 目標正解数 2～/3（昨年3/3）

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
テキスト知識（判例）、昭和の肢の出題（自首） ※H4-28-5で自首の出題があるが、論点異なる	昨年度の刑法は3問すべてに昭和の肢の出題があるので新傾向ではない。また、第25問（自首）の論点はテキスト知識で正解できる。刑法は過去問をされていて得点に直結しやすい科目であることには変わりがないので、テキストのみで記憶ができない場合は昭和の問題も活用する。

会社法

1 目標正解数 6～／9（昨年6～／9）

2 傾向と対策

① 新傾向★★★ 各論からの出題

内容・特徴	対策
各論からの出題（第35問商法）	余力があれば各論まで勉強する

② 従来型 知っているのに解けない、場面の勘違い

内容・特徴	対策
第29問肢ア、イ、エ ：ア2行目「発行」ではなく「行使」のことを問われているのに発行と勘違いする イ1行目「行使」についてはこのような規定はない エ3行目の最後「新株予約権者」ではなく会社に対して「発行」をやめることを請求できる	設問の会社の機関設計などの指定以外にも、勘違いしそうなワードに○をつけて勘違いしないようにする ・「発行」か「行使」か ・「取得請求権付株式」か「取得条項付株式」か ・「第三者割当て」か「株主割当て」か ・「公開会社」か「非公開会社」か etc.

3 現場対応

・何のための制度か？考える

第28問肢イ：譲渡制限規定は、会社にとって好ましくない者が株主として経営に入ってくるのを防止するためにある

→承認決議がなかったとしても、譲渡人以外の株主全員が承認しているなら会社との関係でも譲渡を有効としても問題ない。会社を経営するのは役員ではなく株主。

※承認決議がなくても当事者間では譲渡は有効という論点は既出（28-28-エ，12-32）

参考>>

H28-28

次の対話は、株式の担保化に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

（中略）

教授： 株券発行会社の株式の担保化の方法としては、質権の設定のほか、譲渡担保の設定がありますね。譲渡による株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めが設けられている場合には、株式会社の承認を得ていない譲渡担保の設定は、当事者間でその効力を生じますか。

学生：エ はい。判例の趣旨によれば、株式を譲渡担保に供することは、株式の譲渡に当たると解すべきであるから、株式の譲渡につき定款による制限のある場合に、株式が譲渡担保に供されることにつき株式会社の承認を得ていなくとも、当事者間では、有効なものとして、株式の権利移転の効力を生じます。

H12-32

次の対話は、取締役会設置会社における株式の譲渡制限に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからクまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 株式譲渡の自由の原則に対する例外として、定款の定めにより、発行する全部の株式の内容として又は種類株式の内容として、譲渡による株式の取得には取締役会の承認を要するものとするものが認められていますが、このような定款の定めがある会社において、取締役会の承認を得ないでした株式の譲渡にはどのような効力がありますか。

学生：ア 会社との関係でも、譲渡の当事者間でも、無効です。

イ 会社との関係では無効ですが、譲渡の当事者間では有効です。

教授： そのように考える理由は何ですか。

学生：ウ 議決権行使の指示により、会社にとって好ましくない者が会社支配に介入することを防ぐ必要があるからです。

エ 会社にとって好ましくない者が株主として会社に対して権利行使することを防ぐ必要があるからです。

教授： 会社は、このような譲渡制限に違反して株式が譲渡された場合、株式の譲渡人を株主として取り扱わなければならないのですか。

学生：オ 株主権を行使する地位に空白が生じるのを避けるため、譲渡人を株主として取り扱わなければならないなりません。

カ 株式の譲渡制限の制度は、会社の利益保護のためのものであり、譲渡人の利益保護のためのものではないので、会社は、譲渡人を株主として取り扱わないことができます。

教授： 会社の全株式を一人で所有している株主が、その株式の全部を取締役会の承認を得ないで譲渡した場合、会社との関係における効力についてはどのように考えますか。

学生：キ 株式会社における所有と経営の分離の要請にかんがみると、経営に当たる取締役会の承認を得ていない以上、当該譲渡は無効です。

ク 譲渡制限の趣旨は、譲渡人以外の株主の利益を保護することにあるので、当該譲渡は有効です。

1 アウカキ 2 アエカク 3 イウオキ 4 イエオク 5 イエカキ

・どんな役目の人か？考える

第3 1問肢ア：会計参与は取締役と共に会社の計算書類を作成する人→監査の必要がある

H30-31

監査役設置会社(清算株式会社を除く。以下同じ。)の監査役に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 監査役は、会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与の職務の執行を監査する。

イ 取締役は、監査役会設置会社以外の監査役設置会社において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役が二人以上ある場合にあつては、その全員の同意を得なければならない。

ウ 監査役会設置会社において、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときは、監査役会によるその会計監査人の解任は、監査役の全員の同意によって行わなければならない。

エ 監査役会を招集する監査役を定款又は監査役会で定めたときは、その監査役以外の監査役は、監査役会を招集することができない。

オ 監査役設置会社が会計監査人であった者に対し訴えを提起する場合には、その訴えについては、監査役がその監査役設置会社を代表する。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

・責任の重さで考える

第3 5問：商法上の責任は民法上の責任より重いはず

→場屋の主人に厳しい(責任が重たい)方向で考えて選ぶ

ア 重たいので○？, イ 重たいので○？, ウ 軽いので×？で5を選ぶ

午後 択一

1. 出題形式

	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年
組み合わせ	35	34	33	29	27
単純正誤	0	1	1	3	1
個数	0	0	1	3	7

2. 科目別ランク

	A	B	C
民事訴訟法	2問	2問	1問
民事保全法	1問	0問	0問
民事執行法	1問	0問	0問
司法書士法	1問	0問	0問
供託法	3問	0問	0問
不動産登記法	12問	4問	0問
商業登記法	4問	2問	2問
合計	24問	8問	3問

3. 科目別分析

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

1 目標正解数

民事訴訟法 3～/5 (昨年4～/5)

民事保全法 1/1 (昨年1/1)

民事執行法 1/1 (昨年1/1)

2 傾向と対策

① 新傾向★★★ 再審の出題 (第5問)

内容・特徴	対策
問題文参照	基本の頻出論点優先, 民事訴訟法・民事保全法・民事執行法の合計7問中最低5問以上の得点を目指す。未出論点ばかりが出るわけではないこと・満点を獲る必要はないことを忘れない。テーマを見て, 「これは正解させる気のない問題かもしれない」と覚悟して解き, とりあえず答えを出して次へ進む(考え込むくせのある方は飛ばして進む)。

② 従来型 ベたなひっかけ方

内容・特徴	対策
<ul style="list-style-type: none"> ・簡易裁判所の訴訟手続の規定と少額訴訟の規定とのひっかけ (e x. 18-5-4, 8-5-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡裁の規定と少額訴訟の規定, 少額訴訟と手形訴訟の異同(準用条文)などを意識した勉強
第4問肢ウ <ul style="list-style-type: none"> ・「～しなければならない」と「～することができる」 	<ul style="list-style-type: none"> ・キーワードとして覚える
第4問肢オ <ul style="list-style-type: none"> ・「推定される」と「みなされる」のひっかけ 	
第6問肢イ <ul style="list-style-type: none"> ・「申立て」と「職権」 	
第6問肢エ (職権はない。民事保全法2条2項)	

参考>>

H18-5

判決に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

- 4 簡易裁判所の訴訟手続においては、通常の手続であっても、判決書の原本に基づかないで、判決の言渡しをすることができる。

H8-5

簡易裁判所における民事訴訟の手続について述べた次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 3 簡易裁判所における判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。

司法書士法

1 目標正解数 1 / 1 (昨年 1 / 1)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
設問の括弧書きは肢ウに対する注意書き	・テキスト，過去問，倫理観

供託法

1 目標正解数 3 / 3 (昨年 2 ~ / 3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
弁済供託（第10問）の正答率が低い	・テキスト，過去問で獲れる科目 弁済供託は民法とのつながり，執行供託は民事執行法・民事保全法とのつながりを意識した講義を受ける（テキストを使う）

不動産登記法

1 目標正解数 13～/16 (昨年11～/16)

2 傾向と対策

① 新傾向★★★ 問われていることを忘れさせる問題文のつくり

内容・特徴	対策
第13問：第2欄が「登記事項」となるか？を問うているが、肢アの第2欄で思い浮かべるのは「申請書」（肢アはそれでも判断できる）→肢エで「申請書」を思い浮かべて判断すると間違える。相続財産法人とする登記名義人氏名変更は、相続財産管理人が申請人となり、申請書の申請人の部分には「亡〇〇相続財産管理人△△」と記載する。しかし、登記記録には記載されない。	設問の「登記事項となるもの」「申請情報の内容となるもの」にチェックを入れるか、問題用紙1番上の部分に簡略化して書いてしまう（自分で書くと忘れない）

H30-13

次のアからオまでの記述のうち、甲土地を目的として第1欄の各登記を申請又は嘱託したときに第2欄に掲げる事項が当該各登記の登記事項とはならないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	仮処分債権者が所有権の移転の登記と同時に申請する、所有権の処分禁止の仮処分の登記に後れる所有権の移転の登記の抹消	登記原因の日付
イ	被相続人名義の共有持分について、他の共有持分の登記名義人の一人と住所を同じくする同名異人である相続人が、その生年月日を申請情報の内容として申請する相続を登記原因とする当該持分の全部の移転の登記	同名異人である相続人の生年月日
ウ	賃借権の登記名義人の相続人が二人以上いる場合において、当該相続人らから申請する相続を登記原因とする賃借権の移転の登記	相続人ごとの持分
エ	相続財産管理人が申請する相続人不存在を登記原因とする所有権の登記名義人の氏名の変更の登記	相続財産管理人の氏名
オ	国が所有権の登記名義人に代位して嘱託する住所移転を登記原因とする当該登記名義人の住所の変更の登記	代位原因

1 アエ

2 アオ

3 イウ

4 イオ

5 ウエ

② 新傾向★★★ 実務色の強い（実務経験があると有利な）問題

（近年の傾向：28-25 ア～ウ， 26-13， 24-25）

内容・特徴	対策
<p>第14問，第17問，第18問肢イ 第14問肢イ：本人確認は誰でもできるのか？という話。司法書士であることを証する情報を提供しなければ本人確認をした者が司法書士かどうか登記官にはわからない。</p> <p>第14問肢エ：司法書士の事務所を送付先にして，他の書類（ex. 原本還付した住民用の写し）と一緒に登記名義人となった方にお返しすることが多い。登記識別情報を直接送ってめくられたら大変・・・</p> <p>第14問肢オ：連件申請の話。共通の添付情報を1件目にのみ添付し2件目に添付しない場合，2件目の申請書の当該添付情報欄に（前件添付）などを書いてあげないと登記官は「あれ？添付情報足りないよ？」と補正の電話をかけてくる。</p> <p>第17問：登記識別情報は申請人が登記名義人となる場合に通知される。登記完了証は申請人に交付され，権利者や義務者がそれぞれ複数いる場合は，そのどちらかに交付すれば良い（ex. 権利者A・B，義務者C→A・Bで1通，C1通となる）。</p> <p>第18問肢イ：印鑑証明書を何のために添付しているのか？という説明を講義で受けているか？（テキストで説明されているか？） 印鑑証明書は，実印で押印してその人が本当に作成したものだと確認するために添付する。認め印でも良いとなれば，肢イの登記上の利害関係人は勝手に虚偽の仮登記名義人の承諾を証する書面を作成して抹消登記を申請することができてしまう。</p>	<p>不動産登記法総論が面白くない，得点できない理由＝イメージができないから。実務に就いてはじめて意味がわかること・実物を見て「なんだ～こんなことか～！」となることもあるので，差し支えない範囲で実務の話混ぜて，イメージしやすいような説明をする講師（テキスト）を選ぶ</p>

参考>>

H28-25

次のアからオまでの不動産登記に関する手続のうち、電子情報処理組織を使用する方法によって行うことのできるものの組み合わせは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 所有権の移転の登記が書面により申請され、不動産登記法第23条1項の通知がされた場合に申請人が行う当該申請の内容が真実である旨の申出
- イ 書面を交付する方法により通知された登記識別情報の失効の申出
- ウ 所有権の移転の登記が書面により申請された場合における当該申請の取下げ

H26-13

登記識別情報の失効の申出と登記識別情報が有効であることの証明の請求に関する次のアからオまでの記述のうち、登記識別情報が有効であることの証明の請求にのみ当てはまるものの組み合わせは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 同一の登記所の管轄区域内にある二以上の土地について、一の申出情報又は請求情報によって申出又は請求をすることができる。
- イ 申出又は請求をする場合には、登記識別情報の提供を要しない。
- ウ 司法書士が登記名義人の相続人を代理して申出又は請求をする場合には、当該登記名義人に相続があったことを証する情報を提供しなければならない。
- エ 申出又は請求をする場合には、登記手数料の納付を要しない。
- オ 書面によって申出又は請求をした場合には、その申出又は請求に当たって提供した印鑑に関する証明書の原本の還付を請求することができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

H24-25

登記が完了した旨の通知に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組み合わせは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 債務者が単独で相続した土地について、相続を登記原因とする所有権の移転の登記が債権者の代位により申請され、当該登記を完了したときは、登記官は、当該債務者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。
- イ 抵当証券が発行されている場合において、債務者の氏名の変更の登記が債務者から単独で申請され、当該登記を完了したときは、登記官は、当該登記の登記記録上の抵当権者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。
- ウ 所有権の登記がない建物について、裁判所書記官の囑託による仮差押えの登記を完了したときは、登記官は、当該建物の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。
- エ 送付の方法により登記完了証の交付を求める場合には、申請人は、その旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならない。
- オ 申請情報を記載した書面を提出する方法により申請された登記を完了したときは、登記官は、登記原因及びその日付を登記完了証に記録しなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

商業登記法

1 目標正解数 5～／8（昨年6～／8）

2 傾向と対策

① 新傾向★★★ 思考を引っ張られる肢の並び

内容・特徴	対策
第30問肢イ，ウ：イは引受人に与える株式の数が発行済株式総数の1／10を超えないため検査役の調査は不要→ウは冒頭がイと同じだが，株式の数による例外ではなく，「出資財産の価額が500万円を超えない」ことによる例外にあたり，検査役の調査は不要となる	肢ごとに話は終わっているという認識をもつ

② 従来型 記述で書いたことがあればわかる問題

内容・特徴	対策
第31問肢イ，ウ	記述もある程度問題演習をする，択一の勉強でもテキストのひな形を確認する

③ 従来型 他の決議要件をコピーしたひっかけ（29-28-ア etc.）

内容・特徴	対策
第34問肢エ	定足数要件なのか？決議要件なのか？区別する。どの決議が1番厳しいのか？という視点で考える

参考>>

H29-28

株式会社の設立の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，正しいものの組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア 当該設立が募集設立である場合において，定款に設立時役員の名定がないときは，設立の登記の申請書には，議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数を有する設立時株主が出席し，出席した当該設立時株主の議決権の3分の2以上の賛成により設立時役員が選任された旨の記載がある創立総会の議事録を添付しなければならない。

4. 来年に向けての方向性

①基礎なのに解けない，知っているのに解けない。Aランク問題で失点した方

知識の空洞化を起こしている

→細かい論点より基礎，基礎から離れない

知識を「増やす」のではなく、「知識の精度を上げる」勉強をする

＝科目によって他資格の教材を取り入れることはおすすめできない。司法書士試験の1つの講座・教材で完結させる。

②時間配分に失敗して得点が下がった方（午後）

一肢あたりにかけている秒数・本試験でご自身が一問にかけられる時間を考えて，全肢検討するのか・2～3肢読んで切っていくのか決める。日ごろの過去問演習から時間に負荷をかけて解く。わからない問題で考え込んでしまう方は，わからなくても先へ進めていく，すべての問題を処理することが大事。

記 述

不動産登記法

【解答例】

第 1 欄

(1)

登記の目的		所有権移転
申請 事 項 等	登記原因 及びその日 付	平成7年4月10日相続
	上記以外の 申請事項等	相続人（被相続人甲山司） 持分6分の3 甲山治子 6分の1 甲山一郎 6分の1 甲山昭子 上記相続人甲山治子 6分の1 乙川和子
添付情報		ア, オ, キ, ク, ケ, コ, ウ, エ

(2)

登記の目的		甲山昭子持分全部移転
申請 事 項 等	登記原因 及びその日 付	平成15年7月15日相続
	上記以外の 申請事項等	相続人（被相続人甲山昭子） 持分6分の1 甲山治子
添付情報		ウ, ク, エ, キ

第 2 欄

(1)

登記の目的		共有者全員持分全部移転
申請 事 項 等	登記原因 及びその日 付	平成30年5月10日売買
	上記以外の 申請事項等	権利者 株式会社カガワソーラー 義務者 甲山治子, 甲山一郎, 乙川和子
添付情報		ヌ, ス, チ, ツ, テ, ヘ, ヒ（民事大介のもの）, エ

(2) (X) の欄に記載すべき事実・法律行為

<ul style="list-style-type: none">・ 売主甲山治子（代理人乙川平太）、甲山一郎、乙川和子は、平成30年4月25日株式会社カガワソーラーに対して、上記1(4)の不動産を売却した。・ 本件売買契約には、買主が売主に金額を支払った時に、買主に所有権が移転する旨の特約がある。・ 平成30年5月10日、買主が売主に売買代金の全額を支払った。・ 本件売買契約について後見監督人民事大介の同意は得られている。・ よって、平成30年5月10日、売主から買主に本件の所有権が移転した。

第3欄

(1)

登記の目的	地上権設定
申請 事 項 等	登記原因及びその日付 平成30年5月25日設定
	上記以外の 申請事項等 目的 太陽光発電施設所有 範囲 東京湾平均海面の上25・50メートルから上3・50メートルの間 存続期間 252か月 地代 1平方メートル当たり年120円 支払時期 毎年12月末日 地上権者 株式会社サンエネルギー 設定者 株式会社カガワソーラー
添付情報	ネ、セ、ト、ヘ、ホ、ヒ（株式会社A電力開発のもの）
登録免許税額	金3,700円

(2)

登記の目的	2番地上権根抵当権設定
申請 事 項 等	登記原因及びその日付 平成30年5月25日設定
	上記以外の 申請事項等 極度額 金5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権、小切手債権 債務者 香川市四谷229番地 株式会社サンエネルギー 香川市赤坂29番地 株式会社カガワソーラー 根抵当権者 株式会社B銀行（取扱店 香川支店） 設定者 株式会社サンエネルギー
添付情報	ノ、ソ、ホ、ム
登録免許税額	金20万円

1 難易度

(参考)

	総ページ数	別紙の数
30	15	8
29	14	6
28	18	8
27	17	8
26	17	8
25	15	9

- ・量に対する配慮
- ・内容に対する配慮
- ・同じ論点も出る

2 連想ポイント, 問題文の意味

- ・ P38 事実関係 2 数次相続→中間者単独なら 1 件で申請できるので要検討
- ・ P38 事実関係 5, 6 居住についての記載
＝甲土地は居住用不動産ではないというアピール
- ・ P38 事実関係 9, 10 遺言書等がない旨の記載
＝法定相続分どおりの相続登記ができるというアピール

3 ミスしそうなところ

- ・ 第 1 欄 相続分, 相続人の判断
- ・ 第 2 欄(1) 添付情報「ヒ」, 第 2 欄(2) 登記原因証明情報
成年後見監督人の同意が要するという論点見落とし
- ・ 第 3 欄(2) 登記の目的 根抵当権設定などとしてしまう

商業登記法

【解答例】

第 1 欄

【登記の事由】

会社継続
取締役、代表取締役及び監査役の変更
支配人の選任
取締役会設置会社の定め設定
監査役会設置会社の定め設定

【登記すべき事項】

平成 30 年 5 月 30 日会社継続
同日監査役 C 重任
同日下記の者就任
取締役 A, 同 B, 同 E
東京都港区甲町 1 番地
代表取締役 A
監査役 (社外監査役) D
監査役 F
監査役 (社外監査役) G
支配人の氏名及び住所
大阪市中央区丙町 1 番地 B
支配人を置いた営業所
大阪市中央区北町一丁目 1 番 1 号
平成 30 年 5 月 30 日取締役会設置会社の定めを設定
同日監査役会設置会社の定めを設定

【登録免許税額】

金 10 万円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録 1 通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面 (株主リスト) 1 通
取締役会議事録 1 通
取締役の就任承諾書 3 通
監査役の就任承諾書 4 通

代表取締役の就任承諾を証する書面は、取締役会議事録の記載を援用する。

印鑑証明書 7通

委任状 1通

第2欄

【登記の事由】

株式無償割当て

取締役及び代表取締役の変更

支配人の代表権消滅

【登記すべき事項】

平成30年6月27日変更

発行済株式の総数 700株

平成30年6月20日就任

大阪府中央区丙町1番地

代表取締役B

同日支配人B辞任

平成30年6月26日取締役E死亡

同日取締役H就任

【登録免許税額】

金7万円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録 1通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通

取締役会議事録 1通

代表取締役の就任承諾書 1通

印鑑証明書 1通

辞任届 1通

死亡を証する書面 1通

取締役の就任承諾書 1通

本人確認証明書 1通

委任状 1通

第3欄

株式の譲渡制限に関する規定の廃止

株式の譲渡制限に関する規定の定めを廃止し、公開会社となり、当該定めを廃止による変更の登記の申請をする場合において、登記簿上、発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えているときは、当該申請と併せて、発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えない範囲とする発行可能株式総数又は発行済株式の総数を変更する登記の申請をしない限り、株式の譲渡制限に関する定めを廃止による変更の登記の申請は受理されないためである。

第4欄

発行可能株式総数を減少し、2800株以下とする旨の定款一部変更議案

取締役3名以上、社外監査役の要件を満たすものを半数以上含む監査役3名以上の選任議案

1 難易度

(参考)

	総ページ数	別紙の数
30	17	9
29	15	9
28	14	9
27	17	10
26	12	8
25	13	6

2 連想ポイント，問題文の意味

- ・ P55 登記記録 解散している→清算終了 or 会社継続
解散事由が株主総会決議による解散なので，会社継続できるとわかる（P60 別紙3）
- ・ P55 登記記録 支店の記載がある→支配人の選任 or 支店移転がある
支配人が選任されたら，本店か支店どちらの支配人なのかよく確認する
- ・ P63 別紙3 臨時株主総会
補欠取締役の予選→取締役が欠ける（本問 P69 別紙9 聴取記録2）
- ・ P66 別紙6 取締役兼支配人 B の代表取締役選定
→支配人と取締役は兼任できるが，支配人が代表取締役になったら支配人は辞任する

3 ミスしそうなところ

- ・ 第1欄 社外監査役の判断
- ・ 第2欄 支配人 B の辞任漏れ，自己株式への無償割当てをしてしまう
- ・ 第3欄 株式の譲渡制限に関する規定の廃止ができないと気づかない
- ・ 第4欄 4倍制限，公開化による役員任期満了が発生するため選任決議をするべき旨

(1) うまくいかなかった原因の検討

①時間が足りなかった

②冷静な判断ができなかった

③連想パターンの修得不足

(2) 対策

①時間が足りなかった

択一に時間がかかりすぎているのか？記述でフリーズしているのか？

択一が原因：時間に負荷をかけた問題演習をする（全肢検討なら一肢20～24秒）。絶対に止まらない、何度も読むクセがあるなら直す

記述が原因：記述でフリーズしたのは、解法が決まっていなかったのか？ひな型が書けなかったのか？考える。フリーズしていないのに時間が足りなかったのであれば解き方を変えるべき

【参考：私の今年の演習時間】

午後択一：50分（全肢検討していないので） ※午前択一：70分（全肢検討）

不動産登記法記述：55分

商業登記：42分

②冷静な判断ができなかった

ビビらない精神。「え～！こんなの出してくるの～！？」と思っても、実際の内容は難しくないことが多い。

e x. 今年の不登の地役権，H26商登の合同会社

③連想パターンの修得不足

テキストを読んでいるだけ・ひな型を見ているだけでは記述対策にならない。どのようなことが起こるか？はある程度連想できる。連想パターンを修得できるような問題を解く。

田端恵子

担当講座	パーフェクトユニット方式 一発合格田端基礎講座
著書	『パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集 必修問題30』 ①不動産登記法②商業登記法10月同時刊行予定 『だからあなたを合格（うか）らせたい！司法書士一発合格法』発売中 （すばる舎）
ブログ	「高卒で元ギャルの私が司法書士試験に一発合格した勉強法」 http://ameblo.jp/1patsu5kaku
Twitter	田端恵子（司法書士/辰巳専任講師） @tabata_keiko https://twitter.com/tabata_keiko

【パーフェクトユニット方式一発合格田端基礎講座について】

司法書士試験合格には、毎日勉強し続けること・わからない論点を復習し減らしていくことがとても大切です。しかし、膨大な試験範囲・司法書士試験講座のほとんどが1回3時間という長い講義時間ということもあり、講義を受けきること・復習することすら満足にできない受験生の方も多いたが現状です。そんな現状を打開するのがこの講座です。

毎日1時間・講義のテーマを決めたインプット講義・復習フォロー・テキストと過去問肢のリンクによる無駄のない演習を実現し、皆さんに無理なく合格するための勉強だけをしていただける講座にしました。基礎から勉強したい方、お仕事と両立しながら毎日コツコツ勉強を続けたい方はぜひご検討ください。

田端 恵子

◆辰巳法律研究所より◆

パーフェクトユニット方式 一発合格 田端基礎講座 民法30 ユニット

【期間限定無料公開キャンペーン】のお知らせ

一発合格講師・田端先生の考える合格システム「パーフェクトユニット方式」。受験勉強のムダ・ムラ・ムリを解消する新しいカリキュラムの登場です。論より証拠。

今回は先生からのご要望で「パーフェクトユニット方式 一発合格 田端基礎講座」の民法30 ユニットの期間限定で無料公開しました。田端講師考案の新しいカリキュラム・新しい教材をぜひ体験して下さい。

<https://tatsumi-ws.com/items/?code=184AQE>

辰巳 WEB スクール > 価格「無料」で検索

【近日開催無料ガイダンス】

『司法書士一発合格法の著者による合格しやすい勉強法2019』（無料・ご予約不要）

- ・ 東京本校 7月21日（土）11：00～12：00
- ・ 福岡本校 7月21日（土）19：00～20：00
- ・ 大阪本校 7月22日（日）13：30～14：30

絶対合格！ 田端恵子

辰 巳 法 律 研 究 所

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町 5-13 東梅田パークビル 3F

TEL06-6311-0400（代表）フリーダイヤル 0120-27-5509

<http://www.tatsumi.co.jp/oosaka/>

京都本校：〒604-8187 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435

京都御池第一生命ビルディング 2F

TEL075-254-8066（代表）

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-3-6

TEL03-3360-3371（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 1-23-3 第2アスタービル 4F

TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 8F

TEL092-726-5040（代表）

横浜本校：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-5 銀洋第2ビル 4F

TEL045-410-0690（代表）

【提携校】

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町 6-30 第一セントラルビル 2号館 8F

TEL086-236-0335（代表）